

菅首相による日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、日本学術会議の推薦に基づき、ただちに任命を行うよう求める

2020年10月3日
東京私大教連中央執行委員会

日本学術会議が推薦した同会議の新会員6名について、菅首相が任命を拒否したことが、10月1日の日本学術会議総会で明らかになった。首相による任命拒否は、日本学術会議の独立性を侵害し、憲法23条が保障する学問の自由に対する不当な政治介入にほかならない。違憲・違法の任命拒否に厳しく抗議する。

科学者の内外に対する代表機関として1949年に発足した日本学術会議は、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」等の職務を、「独立して」（日本学術会議法3条）行うことが保障されている。日本学術会議の高度な独立性は、国会審議等をつうじても、繰り返し確認されてきた。日本学術会議は、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（同法前文）とするものであり、時の政治権力の方針や意向を承認、追認するために存在するものではない。

日本学術会議の会員は、同会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同法7上・17条）と定められている。推薦制度導入の際に内閣総理大臣による任命行為が規定されたのは、国家公務員法との関係で「付随的な行為として形式的な任命を行わざるを得ない」からであり、「実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えておりません」と政府は明瞭に説明している（1983年5月12日参議院文教委員会）。任命が形式的なものであることは、学問の自由との関係からも当然のことである。加藤官房長官は記者会見で「学術会議が首相の直轄で、人事を通じて一定の監督権を行使することは法律上可能」と述べているが、推薦を無視して任命を拒否することができる旨や、首相の「監督権」などというものはどこにも定められていない。実際に、これまで日本学術会議の推薦に基づかずに時の首相が任命を拒否したことはない。菅首相による任命拒否は前代未聞の暴挙であり、日本学術会議法に違反する行為である。

菅首相は現時点でも任命拒否を撤回するつもりはなく、また日本学術会議からの推薦を拒否した理由についても答えようとはしていない。任命を拒否された6名の研究者のなかには、安倍政権による安保法制、特定秘密保護法、共謀罪や辺野古新基地建設などをめぐって、それぞれの学術的見地から批判的な見解・立場を表明したことがある研究者も含まれる。マスコミ各社の報道では、菅首相は、学問的業績を無視して政権に対して批判的態度を取ったことのある研究者を任命から外したのではないかという指摘がされている。菅

首相による任命拒否は、日本学術会議の推薦を無視した点で日本学術会議法第 7 条に違反しているのみならず、政治権力による学問の自治、自由を破壊する行為であり、憲法 23 条で保障された学問の自由への挑戦的行為にほかならない。

私たちは、菅首相に対し直ちに 6 名の任命拒否を撤回して日本学術会議の推薦に基づく任命を行うことを強く求める。

以 上